

中東諸国の法律・司法制度 —歴史的パースペクティブから— (7. オマーン)

インテグラル法律事務所

弁護士 田 中 民 之

Ⅶ. オマーン

今回は中東諸国の中でも特徴的と言える幾つかの点を持つオマーンを取上げてみる。オマーンは面積でいうと日本の約4分の3（31万平方キロ）、人口約300万人（そのうち3割強が外国人）という、面積と人口でいえば本稿で対象としている国の中ではそれほど目立たない国であるが、アラビア半島の東南からアラビア海に面した地域を領域としてきたという地理的条件に一つの特徴がある。すなわちオマーンは、中東諸国の中では数少ない大洋に面した海洋国であり、ユーラシアの東西を海で結ぶ古代からの貿易ルートの要所を占める国だったのである。「千夜一夜物語」に出てくる「船乗りシンドバッド」はオマーン人だったと言われていたことから判るように、「ダウ船」と呼ばれるアラビア湾の大型木造帆船とオマーンの船乗り達は、アラビア海やインド洋の主人公だったのである。

しかしそのことは同時に、オマーンは外国の、特に海洋からの圧力を受け易いということをも意味している。ダウ船がヨーロッパの蒸気船にとってかわられるようになってからは、オマーンの勢いは次第に失われ、かつての海洋国がその後は最近まで外の世界に対して事実上国を閉ざしてしまった。オマーンはそのような波乱万丈の歴史を持つ国である。

(1) 略史

現在のオマーンを理解するためには、カブース現国王の先祖であるサイド・ビン・スルターン・アル・サイドの時代まで歴史を遡ってみた方がよいであろう。この国王の在位期間は1804年～1856年であるが、それはオマーンがアフリカ東岸やインド亜大陸の西岸にまで勢力を広げていた、いわば最盛期に当たる期間であった。サイド・ビン・スルターン・アル・サイドは、オマーン本土（マスカット・オマーン）とアフリカ東岸のザンジバルの双方を王（スルターン）として統治した。

しかし彼の王国は、彼の死後はオマーン本土とザンジバルとに分けられて、夫々を彼の息子とその子孫が別々に統治することになり、結果的にオマーン（本土）は東アフリカの領土を失うことになる。それと共にオマーン本土も急速にその力を失い、1891年には英国の保護領となり、しかも国内の部族対立は内戦となるまでに激しく、国内的には分裂状態に、対外的には事実上の鎖国状態に陥ってしまう。

オマーンが正常に戻ったのは、1970年に時のカブース皇太子が宮廷クーデターにより父王を廃して自らスルターンの地位についてからのことである。このように長い歴史を持ちながら、国際舞台には新しく登場したというところにもオマーンの別の特徴がある。その後のオマーンは決して大きくはないが安定した石油収入を背景に、「祝福され

たルネッサンス」と呼ばれる国王主導の近代化政策を進めている。

オマーンはアラブ諸国の中ではサウジアラビアと並ぶ守旧派の国と見られることが多いが、以下で述べるように、商法典を制定したり、裁判制度を改造したりする面ではサウジアラビアよりも改革のテンポが速いようにも思われる。そのような速さが、カブース国王の個人的資質によるものか、サウジアラビアに比べてオマーンは国の規模が小さいからなのか、それとも元々は国際的であったというその歴史によるものかは判らないが、ともかく、オマーンの最近の動きを見てみることにしたい。

(2) 国家統治に関する基本法（憲法）

オマーンには英訳では“the Basic Law of the State”という名前の法律（Royal Decree No. 101/96。以下「国家基本法」という）があり、同国外務省はこれを自国の“Constitution”と呼んでいる。この法律は第3回目の本稿で述べたサウジアラビアの「統治基本法」（1992年制定）に倣って作られたもので、サウジアラビアの「国王親政」と同様のスルターン（オマーンでは伝統的に自国の統治者をスルターンと呼んでいる。ただ、日本の外務省では「国王」と呼んでいるので、本稿でも「国王」と呼ぶことにする）親政の統治の仕組みを定めているが、幾つかの点で相違も見られる。以下、サウジアラビアの統治基本法と比べながら、その内容を簡単に説明してみる。

① シャリーアの国法上の地位

第3回目の本稿で述べたようにサウジアラビアの統治基本法は「(同国の) 憲法はコーランとスンナである(すなわち、シャリーアである)」と定めているが、オマーンの基本法では「国の宗教はイスラームであり、シャリーアが立法の源泉である」という文言でシャリーアの地位を規定し、シャリーアが憲法であるという文言は置いていな

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

い。国家基本法の文言は、本稿で取上げた国でいえばエジプト、クウェート、UAEの各憲法の規定と同じものである。サウジアラビアの統治基本法の規定がシャリーアの直接適用を色濃く滲ませているものだとすれば、オマーンの基本法の規定は、むしろそれを排除しようとする趣旨が読めるものであるとも言えよう。

とは言っても、サウジアラビアの項で述べたように、サウジアラビアにおいても制定法があれば先ずそれが適用されることになり、シャリーアが直接適用されるわけではないし、オマーンでも(後で述べるように「民法」が未だ制定されていないために)シャリーアが直接適用されることも有り得るから、両国におけるシャリーア適用の可能性の違いは、現実問題としてはさほど大きくはないと考えるべきであろう。

② 国の統治機構

(i) 国王

前述したとおりオマーンは国王親政の国で、国名にも英訳すると“Sultanate”（すなわち「スルターンの統治する国」）に相当するアラビア語の単語が含まれている。国家基本法では、国王は国の元首であり、象徴であり、国軍の最高司令官であり、領土の保全と国民の権利と自由を守る義務を負う等、と定めている。

王位継承権はサイイド・トルキー・ビン・サイード王の男系の子孫にあると国家基本法で定められているが、そこでいうサイイド・トルキー王とは、上記(1)の略史で述べたサイード・ビン・スルターン・アル・サイード王の5男（1871年から1888年までのオマーンの国王）で、カブース現国王の先

祖に当たる人である。カブース現国王（1940年11月生まれ）には子息がないため、後継者が誰になるかに注目が集まっている。

国家基本法では、国王の後継者は、国王の地位が空位になったときから3日以内に王室家族会議で定めるものとされており、それができないときは、国王が王室家族会議へ送った親書の中で指名した者を国家防衛会議(国王の勅令で設置された、国王を長とし、その他の国防・治安関係の最高責任者8名から成る機関)が確認し、その上で、その者が国王となると定められているが、2011年の国家基本法の改正で、国家防衛会議のメンバーだけではなく、国家評議会と諮問評議会(何れも、後述する立法機関)の各議長、ならびに、最高裁判所の長官と2名の長老判事がこの手続きに加わることになった。

(ii) 行政権

行政権も当然のことながら国王が行使するが、そのための補佐機関として、内閣が設置される。国王は、必要に応じて内閣の長(首相)およびその補佐役(副首相)並びに各省の大臣を任命し、それらの者の職務権限を定めることができる。

内閣およびその構成員は、その職務の遂行につき、国王に対して責任を負う。

サウジアラビアの国家統治法には国王は首相を兼ねる旨の明文の規定が置かれているのに対し、オマーンの基本法では国王が首相を任命したときは、首相の権限は任命の勅令の中で定めるものとして、首相が任命される可能性を残しているが、現実にはオマーンでも国王が首相を兼ねてきているので、現実的には違いはない。なお、サウジアラビアでもオマーンでも、副首相は指名されており、国王である首相を補佐している。

(iii) 立法権

立法権に関しては、当初の国家基本法は、英文で表記するとMajlis al-Shura(以下「諮問評議会」

と訳す)とMajlis al-Dawla(以下「国家評議会」と訳す)とから成るMajlis Oman(以下「オマーン評議会」と訳す)を設置する旨、ならびに、これらの機関の権限、任期、審議の回数や手続きなどは総て法律で定める旨を規定した第58条を1条だけ置いているのみであった(念のために言うと、オマーン評議会というのは名称のみの存在で、そういう議会がある訳ではない。それは、日本国憲法で「国会は、衆議院及び参議院でこれを構成する」(第42条)と定めているときの「国会」に当たる用語である)。

これらの機関のうち諮問評議会は、各地方から人口比で選ばれた議員から成る機関であるが、国家基本法の制定より前である1991年に設立され、議員の定数や選出方法はその後次第に改正されて現在に至っている。現在では議員定数は84人とされ、選挙権は21歳以上のオマーン国民(軍人、公安関係者、破産や犯罪歴のある者等を除く)に平等に与えられている。議員の任期も当初の3年から現在では4年に延ばされている。

国家評議会は1997年に設置された、国王により任命される議員から成る機関である。この機関もその後色々と改正されてきているが、現行制度では、議員の定数は(諮問評議会の定数を上回ってはならないとされているので)83名、任期は4年となっている。

第3回の本稿で述べたようにサウジアラビアにも諮問評議会という名前の機関がある。アラビア語の名称はMajlis al-Shuraでオマーンのそれと同一であるが、サウジアラビアの諮問評議会の議員は全て国王が任命する点でオマーンのそれと異なっている。一方オマーンには国王が任命する議員で構成される国家評議会が並立して設置され、いわば日本の国会のような「二院制」の形をとっている。このようにサウジアラビアの例に倣いながら、違う面も示そうとしているところに、オマーンの気概が読み取れる気がする。

上記の第58条には2011年に、新たに45条に及ぶ

新しい条文を加えるという形で、大きな改正が加えられた。新しい条文の大部分は、議員の資格、任期、選出方法、審議手続き等に関するもので、既にそうなっていることを追認したものであるが、法案の提出権、大臣への質問権、予算や条約の審理に関する権利等の中には、新たな権限の拡大と評価できる点も含まれている。

しかしこの改正の後でも国王が諮問評議会の解散権を持つことには変わりはないので、国民が選挙した議員で構成される諮問評議会の意向に反する場合でも、国王は法律を制定できるわけであり、国王の立法権限に対するオマーン評議会の介入には限界がある。オマーンがいわゆる立憲君主国になるには、まだ時間がかかりそうである。

(iv) 司法権

裁判所については(4)で述べるので、ここでは国家基本法の第6章(司法)が規定しているそれ以外の機関について簡単に述べておく。一つは検事総長を筆頭とする検察機構である。犯罪の捜査、公訴の提起、裁判の執行の監督が主たる職務である。次に、司法行政を監督する上級司法審議会が設けられる(この機関の権限や機構は法律で定められる)ことになっている。サウジアラビアにも同じような機関があるが、オマーンでは国王がその長になっているので、サウジアラビアの最高司法会議とはその性格や機能がかなり違うのかもしれない。その他には、司法機関の間の権限や判断の衝突、或いは国家基本法に抵触する法律の判定などについての規定もあるが、これらは恐らくは、國務院とか憲法裁判所に類似した機関の設立を予想して、予め置いた規定なのであろう。

(3) 商取引に関連する法律(民商法、会社法など)

① 民法

オマーンには成文化された民法はない。本稿でこれまで取り上げてきた国の中で成文化された民法を持たない国はサウジアラビアのみである。そ

のことを説明した第3回目の本稿では「サウジアラビアではシャリーアが民法である」と述べたが、具体的な状況をお示ししなかったので戸惑われたかもしれない。そこで以下では、他の国であれば民法を適用して判断するケースがオマーンの裁判所で争われる場面を想定して、裁判官はどのような方法で適用法規を探すのかをできるだけ単純化して考えてみることにした。

その前にご理解いただきたい点がある。第3回目の本稿で極めて簡単に述べたが、シャリーアは、①神の啓示であるコーランと、②預言者モハンマドの言行(ハディース)から抽出されたスンナ、という二つの法源から、イスラーム法学者の努力によって抽出(演繹)された規範の総体である。そのためシャリーアは、通常の制定法のように条文で示されてはおらず、学者の書いた論文の形で説明されており、引用されている事例も何百年も前のものであるのが普通であり、イスラーム法学者以外の者には取りかかりが掴み難いし、内容的にも判り難い。民事取引を巡る事件を担当する裁判官は、シャリーアを学問として勉強したイスラーム法学者であるとは限らない(というよりも、最近ではそうでない人の方が多い)から、そのケースで適用すべきシャリーアの規範を直接的に把握することは、担当裁判官にとっても決して容易ではない、ということが、先ずご理解いただきたい点である。

それでは担当裁判官は適用法規をどのような方法で探すのであろうか。そのための決められたルールがある訳ではないから理論的には言えないが、恐らくは先ずその国の制定法の中に類似の、或いは、共通の、性質を持つ法規がないかと考えるであろう。例えば、(サウジアラビアでは無理かもしれないが)オマーンには(民法はないが、次項で述べるとおり)商法があり、そこには、商事売買を始めとする各種の契約や、債権担保や、保証等に関する規定がある。それらの規定は民事の取引にも適用できるかもしれない。

或いは裁判官は、第2回の本稿で述べた「マジヤッラ」のようなシャリーアの民事法規を纏めた法典や、エジプトやUAEその他近隣アラブ諸国の民法の中に、適用し得る規定がないかと探し、その一環として、エジプト等の（イスラーム法学者ではない）法学者の書いた解説書を調べるかもしれない。これらの民法典は、当然のことながら、オマーンの（或いはサウジアラビアの）法律ではないけれども、エジプトやUAE等の国は何れも、（少なくとも建前としては）自国の法はすべて「シャリーアを淵源としている」（すなわち、シャリーアに適合している）と憲法で宣言しているのだから、そこで見つけた規定を（シャリーアの法規範として）適用しても構わない（そうしないで、「法の欠缺」と看做して、条理などの基準で判断するよりはベターである）と考えられるからである。

更にまた裁判官は、イスラーム法学者達がいわゆる法諺として纏めたシャリーアの解釈基準の何れかに基づいて、自らの努力で判断するかもしれない（第5回目の本稿でUAE民法が定めている法諺の幾つかをご紹介したので、それをご参照いただきたい）。イスラーム法学で認められた法諺に基づく解釈であれば、イスラーム法学が否定する「ラアイ」（個人的見解）ではなく、正当な「イジュティハード」と考え得ると思われるからである。

オマーン（やサウジアラビア）に民法があれば、裁判官はこのような苦勞をしなくても済むわけである。法律（特に民法）の成文化は人が法を作ることに繋がり、シャリーアに反することになる、というイスラーム法学者の制定法への抵抗感は判らないことはないが、非ムスリムの外国人としては、オマーン（やサウジアラビア）で民法の制定される日が一日でも早く来ることを、望まざるを得ない。

② 商 法

上記の通りオマーンには（民法はないが）商法がある。1990年に制定された法律第55号がそれで

ある（2010年に一部改正されている）。民法に先立って商法を制定したのは、恐らくは、その方が国内の（イスラーム法学者を含む）保守派層の反対が少ないと考えたからで、クウェートの例に倣ったものであろう。本稿の第4回目で述べたように、クウェートでは先ず商法を作ってその中に本来であれば民法で規定すべき事項を盛り込み、その後約20年を経てから、民法を制定している。オマーンでも商法の制定以来20年が経過している。そろそろ民法が制定されても良い時期ではなかろうか。

以下ではオマーン商法の内容を、項目のみであるがご紹介してみる（一部分ではあるが、標題等を補充した）。

（序巻：）一般規定（第1～7条）：

商法の適用対象等

第1巻：商行為および商人

第1章：商行為（第8～15条）

第2章：商人（第16～36条）

第2巻：商行為の主体

第1章：総則（第37～38条）

第2章：商行為の主体の構成要素
（第39～51条）

第3章：商行為の主体を処分する契約
（第52～73条）

第3巻：商事債務および商事契約：総則
（第74条）

第1章：商事債務（第75～92条）

第2章：特定の商事契約（第93～155条）：
各種の商事売買

第3章：運送契約（第156～216条）：
物品・旅客運送、航空運送

第4章：質権設定、保証、預託
（第217～275条）

第5章：商事代理および商事仲介
（第276～338条）

第6章：銀行業務（第339～414条）

第4巻：有価証券

第1章：為替手形（第415～517条）

第2章：約束手形（第518～521条）

第3章：小切手（第522～570条）

第4章：その他の有価証券（第571～576条）

第5章：その他の裏書譲渡できる証券
（第577～578条）

第5巻：破産および和議

第1章：破産宣告とその効果（第579～644条）

第2章：破産手続き（第645～695条）

第3章：破産手続きの終了（第696～752条）

第4章：罰則（第784～786条）

第3回目の本稿で、サウジアラビアには“commercial court law”という名称の法律があるが、1931年に制定された古いもので今では効力を失っているようだとの趣旨を述べた。この法律には、標題部分を較べると上記のオマーンの商法に似ている部分がかかなりある。サウジアラビアのアブドゥラー国王は法制度改革の一環として、基本的な法律を成文化することへの強い意欲を示している。それならサウジアラビアもオマーンに倣って、先ずこの古い“commercial court law”を改正して新しい商法を制定し、それを民法典制定への足掛かりにしたら良いのにと、余分なことから思う次第である。

③ 会社法

オマーンの会社法は1974年に制定されたもので、その後何度も改正されて現在に至っているが、大筋には変更はない。この会社法は、無限責任パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、ジョイントベンチャー、株式会社、有限責任会社、持株会社について規定しているが、この内ジョイントベンチャーは法人格を持たず、また持株会社は他の会社の株式や持分を持つという資本保有形態で分けられたもので、会社の種類が違うわけではないから、結局会社の種類は、この2つを除いた

4種類ということになる。これらの内オマーンに進出する外国会社が最も多く利用しているのは有限責任会社（Limited Liability Company。以下“LLC”という）であるので、これについて簡単に説明してみる。

LLCは2名以上40名以下の出資者（株主）によって構成される会社で、最低資本金は20,000リヤル（商工省の許可を得れば3,000リヤルまで引下げ可能）である。ただし出資者の中に外国人投資家がいるときは、次項で述べる外資法の適用を受けて、最低資本金は150,000リヤルとなり、その内の外国人投資家の持分比率についても次項で述べる制限が加えられることになる。LLCの出資持分（株式）については、譲渡制限はないが、他の出資者（株主）に優先的な先買権がある旨が会社法で規定されている。

LLCの最高意思決定機関は出資者（株主）総会である。各出資者（株主）は出資持分（株式）に応じた議決権を持つ。業務執行機関は、定款の定めに従って選任される1名または複数のマネージャー（職務執行者）である。マネージャーは、定款の定めるところに従ってLLCの業務全般を執行するが、通常の業務執行の範囲を超える会社の資産の譲渡や担保提供、保証等の一定範囲の行為については、定款で明示的にその権限が与えられていない限り、出資者（株主）総会の決議がなければ、マネージャーはそれらの行為を為すことができない旨の制限規定が会社法に置かれている。

監査役については、会社法は、出資者（株主）の数が10名を超える場合、LLCの資本が50,000リヤルを超える場合、および、持分（株式）総数の5分の1以上を有する出資者（株主）が監査役の任命を求めた場合は、監査役を置かなければならないと定めている。上述したように、外国企業が出資者（株主）として参加しているLLCの資本金の下限は150,000リヤルであるから、これらのLLCでは、会社法のこの規定に基づき、監査役の設置が義務付けられることになる。

④ 外資法・商業代理店法等

オマーンの外資法は1994年制定の法律第102号で、その主務官庁は商工省であるが、1997年にオマーン投資促進・輸出振興センター（OCIPED、現在は Public Authority for Investment Promotion and Export Development（PAPID）と改名されている）が直接の実施機関として設置されて、外国投資家に対する関係法令や手続きに関する情報の提供、政府許認可の取得の際の支援や助言等のサービスを提供している。

外資法は全17条の比較的簡単なもので、外国投資ライセンスの付与、関税や法人税の減免等の優遇措置、外国送金の保証等を定めている。現地会社設立の場合の外国人投資家の持分比率については第2条において、原則49%、商工省の許可を得たときは65%、国家経済の発展に資するものとして経済大臣が推薦し、閣議の承認を得たときは、資本金の総額が50万リヤル以上であることを条件に100%、という3つの比率が示されている。

なお資産の収用については、公共の利益を目的とし、かつ、公平な補償がない限り収用されないとの旨が外資法で定められているが、国家基本法の中でも、私有財産の保護、ならびに、私有財産の収用は法律の定める手続きにより正当な補償の下に行われるべきことが規定されている（第11条）。

次に、オマーンの商業代理店法（1977年法律第26号）は代理店となる者の資格をオマーン国民またはオマーン資本が51%以上の会社に限っているが、この制限は次第に緩和されてきており、最近では外資70%の会社でも認められているようである。

代理店契約は独占的である必要はないが、商工省に代理店の登録をすることが必要である。契約を非独占的におけば、既存の代理店との間で紛争が生じて、別の代理店を選任して登録することが可能であるから、プリンシパルにとっては何かと好都合であろう。

他のGCC諸国と同様にオマーンにおいても代理店契約の解除や終了については正当事由が必要とされている。そのため、予め契約期間が定められている場合でも、代理店の期間更新の要求をプリンシパルが拒絶すると、場合によっては、契約自体は期間満了で終了するが、更新拒絶が権利の濫用に当たるとして、相当な補償を請求されることもあるので注意が必要である。

代理店契約の登録や登録の更新は代理店に課せられた義務であり、これを怠ると罰則の対象となるが、手続きが煩瑣であるとか、その他の理由に基づいて登録しないでいるケースもまま見られるようである。しかしオマーンの裁判所は、未登録の代理店や代理店契約についてはその正当性（合法性）を認めないから、例えばプリンシパルが未登録の代理店に対する強制執行をオマーンの裁判所に申立てても却下されるだけでなく、プリンシパルにも罰金が科せられたり、場合によってはオマーン国内におけるサービスの提供を禁止されるといった不利益を受ける可能性もある。また、未登録の商業代理店契約はオマーン法律に適合していないので、未登録代理店からのオマーン代理店法に基づく補償請求は認められないことになると考えられ、その限りではプリンシパルに有利とも言えるが、他方、未登録の代理店に対する外国の判決や仲裁判断の執行をオマーンの裁判所は認めないという理屈も成り立つことになる。これらの点も含めて総合的に考えると、やはり代理店登録はしておいた方が良いであろう。

(4) 紛争解決のための法制度

① 裁判制度

オマーンの裁判制度は、国家基本法に基づいて作られた司法制度法（1999年法律第90号）等により次第に整備されてきている。商事紛争に関していうと、当初は商工省が管轄する商事紛争処理機構という名称の機関が処理していたが、その機構が商事裁判所という名前に代わり、その後更に、

上記の司法制度法に基づく一般裁判所の商事部門として、統合されるに至っている。この推移は、第3回目の本項で述べたサウジアラビアの裁判制度の推移と似た点が多く、興味深い。

司法制度法に基づく一般裁判所は、第一審裁判所、高等裁判所、最高裁判所から成る三審制である。第一審裁判所および高等裁判所は、民事、商事、刑事、家事、労働の各部に分かれており、第一審では原則として1名（例外的に3名）の裁判官が、また控訴審では3名の裁判官が審理する。なお、民事・商事の少額事件や軽罪の刑事事件を管轄する裁判所も設けられており、その裁判所の控訴事件は第一審裁判所が担当することになる（これらの事件は控訴審限りで、上告はできない）。また、家事事件を担当する部ではシャリーアに基づいて裁判をするので、一般にはシャリーア裁判所と呼ばれている。高等裁判所は全国各地の6か所の都市に置かれている。最高裁判所は原則として事実審理は行わず、法律問題のみを審理する。裁判所としては最高裁判所が最終審であるが、国王（スルターン）に直訴する道が残っているとされている点が、イスラーム的で興味深い。

上記の一般裁判所の他に、国家治安裁判所と行政裁判所がある。前者は国の安全や治安に係わる事件を審理する裁判所で、審理は原則として非公開であり（一般裁判所の審理は、原則として公開である）、判決は最終的で控訴はできない。行政裁判所は行政機関の決定や判断に関する紛争を管轄する裁判所である。その他に国家基本法では、軍事裁判所の設置が定められている。

以上の通りオマーンの裁判制度にはサウジアラ

ビアのそれと似通ったところが多いので、本稿のサウジアラビアの項で指摘した外国判決の執行の問題についても簡単に触れておく。オマーンの裁判所が外国判決の執行を、その判決が相互主義や公序良俗に違反するとの理由で拒否する可能性はある（理論的にはその可能性はどの国においてでもあるであろう）。問題は、それ以外に外国企業側が予期していない理由で執行を拒否されるリスクがあるかということであるが、例えば、未登録の代理店に対して代理店契約違反を理由に得た外国裁判所の判決をオマーンで執行しようとする場合を考えると、オマーンの強行法規である代理店法に違反している代理店契約はそれ自体が違法であるといった理由で、その執行を拒否されることがあるかもしれない。やはり注意が必要な気がする。

② 仲裁制度

オマーンの仲裁法は、UNCITRAL（国連国際商取引委員会）のモデル法に倣って1997年に制定されたもので、その後細かい改正は加えられたが、大筋に変わりはない。またオマーンは、ワシントン条約、ニューヨーク条約などの国際仲裁に関する重要な条約に加盟している。このように法制度としてはそれなりに整ってはいるが、仲裁という紛争解決手段そのものが、オマーンにおいてはまだ十分に馴染みのあるものにはなっておらず、そのため現地の仲裁機関も十分には訓練・整備されていないようである。

（以下次号）